**○法務省令第十四号**

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十二条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

法務大臣　齋藤　健

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （第二部に置く課等）<br>**第九条**　第二部に、次に掲げる課を置く。<br>成人矯正第一課<br>成人矯正第二課<br>成人矯正第三課（東京矯正管区及び大阪矯正管区に限る。）<br>２　［略］<br>（成人矯正第一課の所掌事務）<br>**第十条**　［略］<br>［一・二　略］<br>三　刑務所等被収容者の処遇に関すること（成人矯正第二課（東京矯正管区及び大阪矯正管区にあっては、成人矯正第二課及び成人矯正第三課）の所掌に属するものを除く。）。<br>［四～六　略］<br>（成人矯正第二課の所掌事務）<br>**第十一条**　成人矯正第二課は、次に掲げる事務（東京矯正管区及び大阪矯正管区の成人矯正第二課においては、第三号及び第四号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。<br>一　［略］<br>二　刑務所等被収容者の改善指導、教科指導、刑執行開始時及び釈放前の指導並びに厚生に関すること。<br>三　刑務所等被収容者の作業に関すること。<br>四・五　［略］<br>（成人矯正第三課の所掌事務）<br>**第十一条の二**　成人矯正第三課は、前条第三号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。<br>（第三部に置く課等）<br>**第十三条**　［略］<br>２　前項に掲げる課のほか、東京矯正管区、名古屋矯正管区、大阪矯正管区及び福岡矯正管区の第三部に、それぞれ少年矯正調整官一人を置く。 | （第二部に置く課等）<br>**第九条**　第二部に、次に掲げる課を置く。<br>成人矯正第一課<br>成人矯正第二課<br>２　［同上］<br>（成人矯正第一課の所掌事務）<br>**第十条**　［同上］<br>［一・二　同上］<br>三　刑務所等被収容者の処遇に関すること（成人矯正第二課の所掌に属するものを除く。）。<br>［四～六　同上］<br>（成人矯正第二課の所掌事務）<br>**第十一条**　成人矯正第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一　［同上］<br>二　刑務所等被収容者の作業、改善指導、教科指導、刑執行開始時及び釈放前の指導並びに厚生に関すること。<br>［号を加える。］<br>三・四　［同上］<br>［条を加える。］<br>（第三部に置く課等）<br>**第十三条**　［同上］<br>２　前項に掲げる課のほか、東京矯正管区及び大阪矯正管区の第三部に、それぞれ少年矯正調整官一人を置く。 |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この省令は、令和五年四月一日から施行する。